

## 第5章 施策の推進に向けて

### 1 計画の推進

#### 1 推進体制

本計画の推進に当たっては、行政のみならず、保健・医療等に関わる各機関、民間団体等との連携が不可欠です。そこで、関係機関、民間団体、区民に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携強化を図っていきます。

また、庁内においては関係各課や、「すみだ健康づくり総合計画」に基づく関連計画の推進により、目標の実現を図っていきます。

#### 2 情報発信

本計画について、区民へ周知を図るため、ホームページや様々な事業等を通じて情報発信、広報活動を行っていきます。

#### 3 計画推進のための環境整備

計画を確実に推進していくために、人材の育成等を行い、効果的な計画の推進を図ります。

また、区民、地域団体、NPO法人との協働、関係団体と連携をし、民間企業等のノウハウ等も活用しながら、計画の目標達成をめざします。

### 2 計画の進行管理

#### 1 区民意識調査

「すみだ健康づくり総合計画」の見直しのために5年ごとに実施している「がんに関する区民意識調査」、「健康に関する区民アンケート調査」を定期的実施し、現状を把握していきます。

#### 2 墨田区がん対策推進会議

国の「がん対策推進基本計画」や都の「東京都がん対策推進計画」等の関連計画に基づき、本計画における各施策の推進状況について確認、評価を行います。

## 巻末資料

- 1 墨田区がん対策推進計画における指標
- 2 墨田区がん対策推進会議等委員名簿
- 3 墨田区がん対策推進計画策定経過
- 4 墨田区がん対策推進会議に関する要綱等

# 1 評価指標

指標	現行値	目標値	出典
<b>全体目標</b>			
全がん75歳未満年齢調整死亡率（男性）	116.4 2016（平成28）年	104.7 未満 2023（平成35）年まで	東京都ホームページ 「受けよう！がん検診」
全がん75歳未満年齢調整死亡率（男性）	54.7 2016（平成28）年	49.2 未満 2023（平成35）年まで	東京都ホームページ 「受けよう！がん検診」
<b>個別の目標 1 科学的根拠に基づくがん予防の充実</b>			
<b>I たばこ対策の推進</b>			
喫煙による本人の健康への影響を理解	P20 参照 2014（平成26）年	増やす	「健康」に関する区民アンケート調査
受動喫煙の言葉も意味も知っている人の割合	89.9% 2017（平成29）年	95%以上	がんに関する区民意識調査
未成年者の喫煙率	5.3% 2014（平成26）年	0%	「健康」に関する区民アンケート調査
妊娠中の喫煙率	妊娠中 1.4% 2017（平成29）年	0%	墨田区データ
成人の喫煙率	18.2% 2014（平成26）年	12%（やめたい人がやめた場合の喫煙率）	「健康」に関する区民アンケート調査
区内の受動喫煙防止対策実施施設の登録件数	175 件 2017（平成29）年	増やす	受動喫煙防止対策実施施設の登録制度
受動喫煙防止条例の目的を認識度	-	100%	がんに関する区民意識調査
<b>II その他のがんを遠ざけるための生活習慣に関する取組の推進</b>			
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	16.2% 51.3% 2014（平成26）年	男性 13%以下 女性 6.4%以下	「健康」に関する区民アンケート調査
未成年者の飲酒割合	22.6% 2014（平成26）年	0%	「健康」に関する区民アンケート調査

指標	現行値	目標値	出典
1日1食以上は主食・主菜・副菜をそろえたバランスのよい食事をとる区民の割合	77.4% 2014（平成26）年	80%	「健康」に関する区民アンケート調査
区民の1日の野菜摂取量	252.3g 2016（平成28）年	350g以上	区民調査
日常生活における歩数	成人男性 8,853 歩 成人女性 7,890 歩 小・中学生 男子 11,419 歩 女子 9,381 歩 2017（平成29）年	成人男性 9,000 歩以上 成人女性 8,500 歩以上 小・中学生 15,000 歩以上	区民調査
成人男性・女性の肥満者の割合	成人男性 27.3% 成人女性 15.5% 2017（平成29）年	成人男性 28%以下 成人女性 20%以下	がんに関する区民意識調査
<b>個別目標2 がん早期発見のためのがん検診の充実</b>			
区民のがん検診受診率	胃がん 33.1% 大腸がん 51.1% 肺がん 45.2% 子宮頸がん 46.1% 乳がん 38.9% 2017（平成29）年	50%以上	がんに関する区民意識調査
精密検査受診率	胃がん 80.5% 大腸がん 43.4% 肺がん 100% 子宮頸がん 54.5% 乳がん 88.5% 2015（平成27）年	90%以上	東京都精度管理評価事業
精検未把握率	胃がん 9.4% 大腸がん 29.8% 肺がん 0% 子宮頸がん 39.3% 乳がん 9.4% 2015（平成27）年	10%以下	東京都精度管理評価事業

指標	現行値	目標値	出典
<b>個別目標3 がんに関する正しい知識の普及啓発・健康教育の充実</b>			
がんについて子どもと話をしたことがある割合	45.9% 2014（平成26）年	50.5%	「健康」に関する区民アンケート
がんについての情報源	区のイベント3.2% 2017（平成29）年	3.5%	がんに関する区民意識調査
<b>個別目標4 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築</b>			
がんについて「怖いと思う」割合	86.4% 2017（平成29）年	77.8%	がんに関する区民意識調査
がん相談センターの認知度	知っていた12.9% 2017（平成29）年	14.1%	がんに関する区民意識調査
緩和ケアの認知度「よく知っている」	54.3% 2017（平成29）年	59.7%	がんに関する区民意識調査
緩和ケアについてのイメージ「がん治療の初期から緩和ケアを受けることができる」と思う割合	27.5% 2017（平成29）年	30.3%	がんに関する区民意識調査
がん在宅死の割合	22% 2017（平成29）年	24.2%	墨田の福祉・保健
がんになった場合、仕事を継続することは難しいと思う割合	49.8% 2017（平成29）年	44.8%	がんに関する区民意識調査

## 2 「墨田区がん対策推進会議」等委員名簿

### (1) 墨田区がん対策推進会議

分野	所属・役職名	氏名
学識経験者	帝京大学医学部内科学講座 腫瘍内科准教授	◎渡邊 清高
がん診療連携拠点病院	東京都立墨東病院 副院長	藤木 和彦
三師会	公益社団法人墨田区医師会 理事	福井 一人
	公益社団法人東京都向島歯科医師会	寺田 仁志
	一般社団法人東京都本所歯科医師会 副会長	武井 和彦
	一般社団法人墨田区薬剤師会 副会長	森 信之
患者経験者(区民)	患者代表	佐藤 文子
患者支援団体	キャンサー・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長	桜井 なおみ
緩和ケア関係	NPO法人 在宅ホスピスボランティアきぼう 代表	川越 博美
訪問看護関係 (医療連携)	墨田区訪問看護ステーション連絡会代表	椎名 美恵子
民生委員(区民)	墨田区民生委員・児童委員協議会	芹田 達彦
職域連携関係	東京商工会議所墨田支部 副会長	風間 利昭
区職員	墨田区保健衛生担当部長	伊津野 孝

◎ = 会長 ○ = 副会長 敬称略

## (2) 検診部会

分野	所属・役職名	氏名
医師会	公益社団法人 墨田区医師会	◎松本 淳
	公益社団法人 墨田区医師会婦人科専門医	村田 知昭
	公益社団法人 墨田区医師会乳腺専門医	杉野 三千男
	公益社団法人 墨田区医師会呼吸器専門医	吉信 尚
	公益社団法人 墨田区医師会消化器専門医	○福井 一人
庁内関係者	保健衛生担当参事（保健計画課長事務取扱）	岩瀬 均

◎ = 部会長 ○ = 部会長代理 敬称略

## (3) 予防・啓発部会

分野	所属・役職名	氏名
三師会	公益社団法人 墨田区医師会 理事	◎福井 一人
	公益社団法人 東京都向島歯科医師会理事	大澤 裕樹
	一般社団法人 墨田区薬剤師会 理事	勝野 純子
外部関係者	墨田区民生委員・児童委員協議会	芹田 達彦
	東京商工会議所墨田支部	田中 誠
	キャンサー・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長	○桜井 なおみ
庁内関係者	教育委員会事務局指導室室長	横山 圭介
	保健衛生担当参事（保健計画課長事務取扱）	岩瀬 均

◎ = 部会長 ○ = 部会長代理 敬称略

(4) 患者支援部会

分野	所属・役職名	氏名
三師会	公益社団法人 墨田区医師会 理事	○井上 貴裕
	一般社団法人 東京都本所歯科医師会副会長	武井 和彦
	一般社団法人 墨田区薬剤師会	白石 弘子
外部関係者	患者代表	佐藤 文子
	キャンサー・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長	桜井 なおみ
	NPO法人 在宅ホスピスボランティアきぼう 代表	◎川越 博美
	墨田区訪問看護ステーション連絡会	椎名 美恵子
	東京都立墨東病院 患者支援センター 医療福祉相談部門 課長代理	菊池 由生子
庁内関係者	保健衛生担当参事（保健計画課長事務取扱）	岩瀬 均

◎ = 部会長 ○ = 部会長代理 敬称略



### 3 検討経過等

日時・場所	会議名	検討内容
平成 30 年 7 月 5 日 区役所 82 会議室	第 1 回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区のがん対策事業の進捗状況</li> <li>・区のがんの現状</li> <li>・「墨田区がん対策基本方針」策定方針について</li> </ul>
平成 30 年 7 月 18 日 区役所 82 会議室	第 1 回 墨田区がん対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「墨田区がん対策基本方針（平成 26 年度～平成 30 年度）」実績報告</li> <li>・「墨田区がん対策基本方針（平成 26 年度～平成 30 年度）」評価</li> <li>・次期「墨田区がん対策基本方針」について</li> </ul>
平成 30 年 7 月 2 日 区役所 122 会議室	第 1 回墨田区健康づくり推進本部・幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「すみだ健康づくり総合計画」進捗状況 概要版</li> <li>・「すみだ健康づくり総合計画」事業別詳細)</li> <li>・「墨田区がん対策基本方針」策定方針</li> </ul>
平成 30 年 7 月 17 日 区役所 庁議室	第 1 回墨田区健康づくり推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「すみだ健康づくり総合計画」平成 29 年度事業実績及び平成 30 年度事業計について</li> <li>・「墨田区がん対策基本方針」について</li> </ul>
平成 30 年 7 月 26 日 区役所墨田区議会第 1 委員会室	第 1 回墨田区保健衛生協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「すみだ健康づくり総合計画」平成 29 年度事業実績及び平成 30 年度事業計画について</li> <li>・がん対策基本方針について</li> <li>・自殺対策計画策定方針について</li> <li>・新保健施設の整備について</li> </ul>
平成 30 年 7 月 30 日 区役所 82 会議室	墨田区がん対策推進会議 第 1 回たばこ部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区のたばこ対策</li> <li>1 墨田区の禁煙対策・受動喫煙防止対策の状況</li> <li>2 「墨田区がん対策基本方針」の策定について</li> <li>・情報交換</li> </ul>
平成 30 年 8 月 20 日 すみだリバーサイド 会議室	墨田区がん対策推進会議 第 1 回患者支援部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「墨田区がん対策基本方針（平成 26 年度～平成 30 年度）」実施状況・評価</li> <li>・墨田区のがん患者支援における課題抽出について</li> </ul>
平成 30 年 8 月 28 日 区役所 31 会議室	墨田区がん対策推進会議 第 1 回検診部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「墨田区がん対策基本方針（平成 26 年度～平成 30 年度）」実施状況・評価</li> <li>・がん検診の現状及び課題について</li> </ul>

日時・場所	会議名	検討内容
平成 30 年 8 月 29 日 区役所 92 会議室	墨田区がん対策推進会議 第 1 回予防・啓発部会	・「墨田区がん対策基本方針（平成 26 年度～平成 30 年度）」実施状況・評価 ・墨田区のがん患者支援における課題抽出について
平成 30 年 9 月 20 日 区役所 82 会議室	墨田区がん対策推進会議 第 2 回患者支援部会	・第 1 回患者支援部会について ・墨田区のがん患者支援のあり方について
平成 30 年 9 月 26 日 区役所 21 会議室	墨田区がん対策推進会議 第 2 回予防・啓発部会	・第 1 回予防・啓発部会について ・墨田区のがん予防・啓発のあり方について
平成 30 年 10 月 1 日 区役所 31 会議室	墨田区がん対策推進会議 第 2 回検診部会	・第 1 回検診部会について ・「墨田区がん対策基本方針」策定案について
平成 30 年 11 月 1 日 区役所 121 会議室	第 2 回 墨田区がん対策推進会議	・「墨田区がん対策推進計画（案）」について
平成 30 年 11 月 5 日 区役所防災センター	第 1 回庁内検討会	・「墨田区がん対策推進計画（案）」について
平成 30 年 11 月 9 日 区役所 122 会議室	第 2 回墨田区健康づくり推進本部・幹事会	・「墨田区がん対策推進計画（案）」について
平成 30 年 11 月 14 日 区役所 庁議室	第 2 回墨田区健康づくり推進本部	・「墨田区がん対策推進計画（案）」について
平成 30 年 12 月 12 日 ～ 平成 31 年 1 月 4 日	意見公募 (パブリックコメント)	・「墨田区がん対策推進計画（案）」について
平成 31 年 2 月 5 日 区役所リバーサイド 会議室	第 3 回墨田区健康づくり推進本部・幹事会	・「墨田区がん対策推進計画」について
平成 31 年 2 月 18 日 区役所 庁議室	第 3 回墨田区健康づくり推進本部	・「墨田区がん対策推進計画」について
平成 31 年 3 月 20 日 区役所 21 会議室	第 3 回 墨田区がん対策推進会議	・「墨田区がん対策推進計画」について

## 4 墨田区がん対策推進会議に関する要綱等

墨田区がん対策推進会議に関する要綱

平成 27 年 3 月 17 日

26 墨福衛保第 2510 号

(趣旨)

第 1 条 墨田区がん対策基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、区における総合的ながん対策の推進を図り、区民の健康増進及びがん患者の療養生活の質の向上に寄与するため、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 25 年墨田区条例第 5 号）により設置した墨田区がん対策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所管事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本方針に掲げる取組の推進、進行管理及び評価に関すること。
- (2) 基本方針の見直しに関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、区民、関係行政機関職員等のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、委嘱し、又は任命された時における前条に規定する身分を失ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、推進会議の意見を聴いて、委員を解任することができる。

(会長等)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じて、推進会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 推進会議の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを公開しないことができる。

(1) 墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）第6条各号に掲げる非公開情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(委員の守秘義務)

第9条 委員又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(専門部会)

第10条 推進会議の所管事項のうち、特定の事項、専門的な事項等について検討するため、必要に応じて推進会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員の構成、任期等については、区長が別に定める。

(事務局)

第11条 推進会議の事務局は、福祉保健部保健衛生担当保健計画課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、福祉保健部保健衛生担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

## 墨田区がん対策推進会議専門部会に関する要領

平成27年5月18日

27墨福衛保第331号

### (趣旨)

第1条 この要領は、墨田区がん対策推進会議に関する要綱（平成27年3月17日26墨福衛保第2510号。以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により墨田区がん対策推進会議（以下「推進会議」という。）に置く専門部会（以下「部会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所管事項)

第2条 部会の所管事項は、要綱第10条第1項に規定する部会の設置目的に関する事項とする。

### (構成)

第3条 部会は、区長が必要と認める員数の委員で構成し、区長が部会に相当と認める者の中から委嘱し、又は任命する。

### (任期等)

第4条 委員の任期は、区長が必要と認める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、部会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

### (部会長等)

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

### (関係者の出席)

第7条 部会長は、必要に応じて、委員以外の者に対し、部会の会議への出席を求め、又は他の方法により、その意見を聴くことができる。

### (会議の非公開)

第8条 部会の会議は、原則として公開しない。

(委員の守秘義務)

第9条 委員又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(事務局)

第10条 部会の事務局は、福祉保健部保健衛生担当保健計画課に置く。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等について必要な事項は、部会長又は福祉保健部保健衛生担当部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年6月1日から適用する。

墨田区がん対策推進計画  
(2019 (平成 31) 年度～2024 (平成 36) 年度)  
2019 (平成 31) 年 3 月

【発行】墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課  
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号  
電話 : 03-5608-1111 (代表)





